

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第8号

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則
香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表第1（第9条関係） 1 香川県立ミュージアム （1）～（4） 略 （5） 駐車場を回数券により利用する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100円券（100枚）</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td><u>100円券（500枚）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>36,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>100円券（1,000枚）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>7万円</u></td> </tr> <tr> <td>6,000円券</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	種 類	使用料の額	略		100円券（100枚）	略	<u>100円券（500枚）</u>	<u>36,500円</u>	<u>100円券（1,000枚）</u>	<u>7万円</u>	6,000円券	略	略		<p>別表第1（第9条関係） 1 香川県立ミュージアム （1）～（4） 略 （5） 駐車場を回数券により利用する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100円券（100枚）</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>6,000円券</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	種 類	使用料の額	略		100円券（100枚）	略	6,000円券	略	略	
種 類	使用料の額																								
略																									
100円券（100枚）	略																								
<u>100円券（500枚）</u>	<u>36,500円</u>																								
<u>100円券（1,000枚）</u>	<u>7万円</u>																								
6,000円券	略																								
略																									
種 類	使用料の額																								
略																									
100円券（100枚）	略																								
6,000円券	略																								
略																									

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。